

福生市のお知らせ

発行 福生市 編集 企画財政課広報広聴係 ☎ 51-1511 内線214~5

53年10月1日
54年3月31日生まれの赤ちゃんに

市の木プレゼント

昭和五十三年十月一日から昭和五十四年三月三十一日までに生まれた赤ちゃんに、出生記念樹として、市の木モクセイの苗木をプレゼントします。
該当される方には、はがきで通知いたしますので、次の会場でお受け取りください。はがきが届かない方は、母子手帳など出生を証明するものを持って、該当会場でお受け取りください。

お貸しします

五月一日から、北田園家庭菜園をお貸しします。貸出区画は四十区画です。
余暇を利用して、野菜作りの楽しさを味わってみてはいかがでしょうか。貸出期間：昭和五十四年五月一日

家庭菜園

五月一日から、北田園家庭菜園をお貸しします。貸出区画は四十区画です。余暇を利用して、野菜作りの楽しさを味わってみてはいかがでしょうか。貸出期間：昭和五十四年五月一日

A・B農地

減額対象農地の申告を

一定の要件にあってはまるA・B農地は、固定資産税・都市計画税が減額される制度があります。この制度は更に三年間延長される見込みです。
市では、A・B農地の所有者に申告用紙を郵送します。もし四月五日頃までに申告用紙が届かない場合は、税務課資産課係(☎51-1511内線225)へお問い合わせください。

緑の相談日開設

四月から毎月第2木曜日
市では緑化計画に基づいて緑を守り育てる運動を行っています。その一つとして四月十二日から十一月までの、毎月第二木曜日に「緑の相談日」を開きます。この日の相談日は、市民のみなさんが樹木や草花を育てたり、野菜や果物などを作るときに起る問題や上手に作るコツは何かという



福栄、熊牛、牛一・二、原ヶ谷戸
四月十八日(水)午後一時三十分～四時
第五小学校……福生団地
第二小学校……南、内出、鍋一
鍋二、福生熊川住宅
四月十九日(木)午前九時～正午
第二中学校……加美平住宅
すみれ保育園……本六、本七、本八の第一・第二、武蔵野台
一丁目
四月十九日(木)午後一時三十分～四時
第四小学校……加美一・二、永田、長沢二
市役所前庭……志茂一・二、長沢一、本一・二・三、中央

4月の母子衛生行事

- 三か月検診 四月十七日(火) 該当児 昭和五十四年一月生まれのお子さん
 - 六か月検診 四月十日(火) 該当児 昭和五十三年十月生まれのお子さん
 - 九か月検診 四月十三日(金) 該当児 昭和五十三年七月生まれのお子さん
 - 三歳児検診 四月三日(火) 該当児 昭和五十一年三月生まれのお子さん
- 受付時間 いずれの検診も午後一時三十分～二時三十分
会場 三か月と三歳児は福生保健所 六・九か月は健康センター

4月の無料相談

- 法律相談 四月十一日(水)・十八日(水)・二十五日(水) 予約制先着八人。相談日の六日前から電話で受け付けます。
- 人権の上相談 四月四日(水) 午後一時～四時
- 行政相談 四月四日(水) 午後一時～四時
- 交通事故相談 四月十九日(木) 午後一時～四時
- パートタイム相談 毎週火曜日 午後一時～四時
- 少年相談 四月十三日(金)・二十七日(金) 午前九時～午後五時
- 予約制、当日四時までに(☎51-1511内線217)へ。相談日以外は、警視庁立川少年センター(☎0425-2216938)へ。

小・中学生に就学費を援助

教育委員会は、小・中学生の就学費を援助しています。家庭の経済的理由により、生活が苦しく、児童・生徒の就学費が思うようにならない場合に、ご利用ください。援助の対象となるのは学用品費、修学旅行費、学校給食費などです。
くわしくは、学校または教育委員会学務課学務係(☎52-15511)へお問い合わせください。
ご利用ください

育英資金

高等学校や高等専門学校に在学、進学者に対し、修学に要する費用を支給いたします。
市内に住所を有する者同一世帯にある子女であること。
二、経済的な理由により、修学が困難であること。三、成績良好で心身が健全であること。
四、同種の奨学資金を他から支給、または貸付けされていないこと。五、在学校長から将来社会に貢献し得る人物であると認められたこと。六、世帯主が市税を滞納していないこと。
希望される方は、四月二日から十日までに教育委員会庶務係(☎52-15511)へお申し込みください。

徴収猶予の対象	猶予期間
1. 受益者又は受益者と生計をともにする親族が病氣、事故等により生活に困難をきたすこと	市長の認定する期間
2. 市税減免者	当該減免の期間
3. 係争地の場合	受益者の決定(判定)の日までの間
4. 災害により家屋の被害を受けたとき又は盗難にあったとき	市長の認定する期間
5. 公共又は公用地に使用している土地(児童遊園地等)	市長の認定する期間
6. 田、畑、山林等	宅地として使用できなくなるまでの期間

減免の対象となる土地	減免率(%)
1. 公の生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者の所有する土地。	100
2. 宗教法人法(昭和26年法律第126号)及び墓地埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)による土地 (イ)墓地・納骨堂の敷地 (ロ)境内地	100 75
3. 日本国有鉄道及び民間鉄道の踏切道敷	100
4. 日本国有鉄道及び民間鉄道の駅前広場	100
5. 私立保育園、幼稚園にかかると土地	75
6. 自治会等の所有又は使用する集会所の敷地	100
7. 公共性があると認められる私道(建築基準法第42条にかかると土地を含む)	100
8. その他市長が減免する必要があると認められる土地	状況に応じ市長が定める

減免・徴収猶予の申請は4月28日までに
下水道事業受益者負担金の減免・徴収猶予の申請は、四月二十八日までにお願います。
昭和五十四年度賦課対象区域内(昭和五十四年一月広報掲載)の方で、農地として耕作しているとか、災害、盗難などの事故により、負担金を納めていただくことが難しいと認められたときは、負担金が徴収猶予されます。また、用途、負担能力によって減免の制度もあります。徴収猶予、減免を受けようとする方は、申請書が必要になりますので、まだ申請されていない方は至急申し出てくださいます。対象基準は次のとおりです。

お問い合わせ いずれも福生保健所(☎51-0811)
※ 各検診とも母子手帳をお忘れなく。六・九か月は受診券も必要です。

4月の予防接種

四月の予防接種は、三種混合接種とポリオ(小児まひ)投与です。

問診書に出かけの体温を記入し、印かんを押し、母子手帳とい

つしよにお持ちください。問診書がない方は、受付でさし上げますので母子手帳、印かん、ボールペンを持っておいでください。

なお、初回該当者のみならず、三月三十一日までに問診書予定書などをお送りしますので四月一日までに届かない方は、衛生課健康管理係(☎51-1511内線28273)までご連絡ください。

狂犬病予防接種

春の狂犬病予防接種を行います。犬を飼っている方は必ず登録と注射を受けてください。特に生後九十日を過ぎても、登録と注射を受けていない犬は野犬として取り扱われます。ご注意ください。なお、犬の放し飼いや、フンを他人の土地に捨てることはおやめください。

献血

月・日	時間	会場
4.26 (木)	午前9時30分～10時40分	熊川神社
	午前11時～正午	熊川中央会館
	午後1時30分～3時	市民会館 市役所
27 (金)	午前10時～11時30分	市役所 第六小学校横
	午後1時～2時	市役所 第四小学校横
	午後2時20分～3時10分	市役所 第四小学校横

※料金は三千五百円(登録・注射等)が連れてきてください。大人の日時・場所

定期接種

月日	区分	地区	該当者及説明
4.9	混合接種	三団地	満2歳から4歳までのお子さんです。
11	"	熊川地区	"
12	"	福生 "	"
19	ポリオ投与	三団地	S53年7月1日から12月31日までの生れの初回者1回目の
23	"	熊川地区	お子さんと2回目を受けるお
24	"	福生 "	子さんです。
27	ポリオ整理日	全地区	該当日都合で受けられなかったお子さん。

注意 四月から麻しん予防接種受付事務は、土曜日だけになります。母子手帳をお持ちになつて午前九時三十分～十一時三十分までに健康センターへおいでください。

国民年金法より

年金のかけ金は前納するとお得です

五十四年度のかけ金を、年度の最初の四月中に十二か月分を一度に納める(前納)と定額で九百六十円(付加年金(四百円)上積して納めている方)で千八百円の割引があつてお得です。よく年度の一番最後に一年分を納める方がありますが、万一の時に受けられる障害年金や、母子年金が受けられる要件を満たすためにも、年度当初に納入することをおすすめします。

障害・母子年金

未納がなければ安心!!

私は国民年金に五年前に入りました。五十二年度まで完納していましたが、家庭の事情で五十三年度四月分から未納です。最近の交通戦争の中で万一事故で障害者となった場合など、果して年金が受けられるかどうか心配です。お聞かせください。

第四期のかけ金納め忘れていませんか 国民年金のかけ金第四期分(一月～三月分)の納期は三月二十四日です。納め忘れていませんか。昭和五十三年度最後の納期です。第四期分だけでなく納め忘れの分があります。未納の分がありますと、万一の時受けられる年金も受けられないことがあります。

募集します

スポーツ教室

小学生バレーボール教室

日時 四月十八日～六月三十日 毎週水・土曜日 水曜日(午後二時三十分～五時) 土曜日(午後二時～五時) 場所 市民体育館 対象 小学四～六年生

老人健康教室

日時 四月十九日～六月二十八日 毎週木曜日 午後一時三十分～三時三十分 場所 市民体育館 対象 高齢者

軟式野球大会

第九回福生市体育協会旗争奪軟式野球大会を次のとおり開催いたしますので、ご参加ください。日時 四月下旬～七月下旬 申込先 福生市軟式野球連盟事務局(福生市役所庶務職員課吉沢☎51-1511内線247) 参加費 七千円(ただし、連盟加盟チームは五千円) 申込期限 四月五日(先に連盟に選手登録をしたチームは、申し込みの必要はありません。)

都立高等学校

定時制生徒

都立高等学校定時制では昭和五十四年度・一年生を募集します。募集人員は、まだ未定ですが、全体で六千人前後になる見込みで、ほとんどの学校で募集を行う予定です。

子供に愛の目

注意の目

市内の小・中学校は、三月二十六日から四月六日まで春休みに入ります。春休みは、子供たちにとって学校から解放されて大変楽しいものです。しかしその反面、子供たちの気のゆるみや好奇心から非行が大変増える時期でもあります。入学試験の失敗、気のすまない進学や就職、将来の不安など、チョットしたことが原因で思わぬ非行や事故を起しがちです。そこで子供たちの生活や行動に常に愛の目、注意の目を向けて、子供たちを非行から守りましょう。

- 一、春休みは、新しい学校、学年への心の準備をする期間です。新しい生活への意欲を持たせるよう心がけましょう。
- 二、春休みは、進学、進級など子供の心が動揺しやすい時です。子供の態度や行動に十分に注意しましょう。また、家庭内は努めて明るいふんい気にし、子供が何でも相談できるようにしましょう。
- 三、女子の非行が年々増えています。特に性犯罪は後で取り返しのつかない事にもなりかねません。友人関係、帰宅時間、夜遊び服装などに注意しましょう。
- 四、子供の非行の問題など思い余った場合は、早く学校や少年相談所に相談しましょう。

4月のカレンダー

日	曜	行事・こよみ
1	日	
2	月	
3	火	
4	水	
5	木	
6	金	
7	土	
8	日	都知事選挙投票日(午前7時～)
9	月	
10	火	ご利用ください
11	水	テニスコート
12	木	冬の間テニスコートを閉鎖していましたが、4月9日から南公園テニスコート、4月16日から武蔵野台テニスコートをそれぞれ開場しますので、ご利用ください。申込先=使用する日の1か月前から3日前までに市民体育館窓口へ。☎52-5511 使用料=いずれのコートも無料。ただし、市内在住、在勤の方に限ります。
13	金	
14	土	
15	日	
16	月	
17	火	
18	水	
19	木	
20	金	通信記念日
21	土	
22	日	市議会議員選挙投票日(午前7時～)
23	月	
24	火	
25	水	
26	木	
27	金	
28	土	
29	日	天皇誕生日
30	月	